

パブリックコメント意見募集の結果公表

(仮称)帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(素案)に対して、市民の皆様からご意見を募集しました結果について、ご意見の概要と市の考え方は下記のとおりです。ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

寄せられたご意見等について検討した結果、(仮称)帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(素案)を次のとおり修正して策定することとしました。

【意見募集結果】

案 件 名	(仮称)帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(素案)		
募 集 期 間	平成26年7月28日(月)～平成26年8月27日(水)		
意見の件数 (意見提出者数)	114件(20人)		
意見の取り扱い	修正	案を修正するもの	12件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	4件
	参考	今後の参考とするもの	21件
	その他	意見として伺ったもの	77件
意見の受け取り	持参		3人
	郵送		1人
	ファクス		13人
	電子メール		3人

【意見等の内容】

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
【総論関係】 (趣旨:省令第一条関係) ○ 放課後児童健全育成事業の目的と役割を追加してください。	5件	【その他】 ○ 本条例は、放課後児童健全育成事業を実施する上で、事業者が守るべき最低限の設備及び運営に係る基準を定めるものであり、事業の目的・役割、責務、権利などについて規定することは、条例の趣旨にそぐわないものと考えております。
○ この条例が「保護者が労働又は疾病等のため、保育を必要とする小学校就学児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図るために、本市における学童保育を受ける権利について定める」ことを明記してください。	5件	
(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等:省令第八条関係) ○ 事業者だけでなく市も「職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない」としてください。	4件	

【意見等の内容】

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>(子どもの権利)</p> <p>○ 子どもの権利について、以下の条文を追加してください。 「本市に居住する小学校に就学している児童であって、その保護者が労働または疾病等のために保育を必要とするものは、適切な遊びと生活の場を与えられ、学童保育指導員のもとで、健全に発達する権利を有する。」</p>	5件	(前ページから続く)
<p>(市の義務)</p> <p>○ 市の義務について、以下の条文を追加してください。 「本市は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働又は疾病等のため保育を必要とするものを、授業の終了後及び土曜日、長期休業日に学童保育において保育しなければならない。」</p>	4件	
<p>(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件:省令第七条関係)</p> <p>○ 「豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」を「福祉事業に携わる者として、訓練を受けた者」としてください。</p>	4件	<p>【その他】</p> <p>○ 利用者の支援に従事する職員には、放課後児童支援員だけでなく、補助員も含まれています。 補助員については、都道府県知事が行う研修の受講を要件とはしていませんが、児童福祉事業の理論等の訓練を受けた者であることが望ましいことから、「できる限り児童福祉事業の理論及び実際の訓練を受けたものでなければならない」としています。</p>
<p>(要支援児への対応)</p> <p>○ 個別支援を必要とする児童への対応について、以下の条文を追加してください。 「1. 障害のある児童や、被虐待児童、多文化、多言語家庭など、個別支援を必要とする児童について、受け入れ体制を整備する。」 「2. 受け入れ体制については、別途細則で定める。」</p>	5件	<p>【参考】</p> <p>○ 放課後健全育成事業の運営にあたっては、児童の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重したうえで、児童の心身に有害な影響を与える行為の禁止、さらには、利用者の国籍、信条又は社会的身分により差別的取扱いをしてはいけないことなどを条例で定め、児童の受け入れをするようにします。</p>
<p>(条例の改廃)</p> <p>○ 条例の改廃について、以下の条文を追加してください。 「本条例の改廃にあたっては事前に本市の子ども・子育て会議に諮問し、その結論を尊重するとともに、利用者とは十分協議をするものとする。」</p>	4件	<p>【参考】</p> <p>○ 本市では、子ども・子育て会議に位置付けられた健康生活支援審議会児童育成部会において、「帯広市子ども・子育て支援事業計画」の策定、評価及び見直しに関するほか、児童の健全な育成に関して意見聴取、調査審議を行っており、本条例についても、対象となっています。</p>
<p>(条例全般)</p> <p>○ 全体にわたって児童の発達段階にふさわしい文化的な生活が保障されること、職員に十分な研修が保障されること、児童と保護者の意見や要求が大事にされるような条例を作っていただきたいと思えます。教育委員会との連携も必要と思えます。</p>	1件	<p>【参考】</p> <p>○ 本条例では、児童には「心身ともに健やかに育成されることを保障」する、また、職員には「常に自己研鑽(さん)に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努める」、放課後児童健全育成事業者には「職員の資質向上のための研修機会を確保」するよう求めています。 なお、事業の実施にあたっては、対象が小学校に通う児童であることから、教育委員会との連携も重要なことと捉えており、貴重なご意見・ご提言として、参考とさせていただきます。</p>

【意見等の内容】

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【関係】 (設備の基準:省令第九条関係) ○ 「専用区画」ではなく「専用室」に変更してください。</p>	9件	<p>【その他】 ○ 国の「放課後児童クラブガイドライン」や有識者で構成される「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」の報告書では、放課後児童健全育成事業における遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた場所について、専用の部屋又はスペースを専用区画としており、本条例においても専用区画としています。</p>
<p>○ 専用室(専用区画)の面積は、「台所、便所、玄関などを除くものについて、児童一人について1.65㎡以上でなければならない」としてください。</p>	4件	<p>【その他】 ○ 有識者で構成される「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」において、「生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペース」について、「児童一人当たりおおむね1.65㎡以上とすることが適当」との考えが示され、国の基準に反映されております。 本市においても、この考えを参考に、基準を作成しています。</p>
<p>○ 低学年1人当たり1.65㎡以上とし、高学年は新たな基準を設けてください。</p>	2件	
<p>○ 高学年の受け入れは、広さも室内設備の一人当たり生活面積を1.65㎡以上にする。</p>	1件	
<p>○ 高学年を受け入れるのなら、施設の広さが足りない。子どもが十分に遊べて生活できる場をしっかりと確保してほしい。</p>	1件	
<p>○ 事業に必要な専用室(専用区画)、設備及び備品は、「利用者の支援に支障がない場合」でも、事業専用としてください。</p>	5件	<p>【その他】 ○ 「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」において、「放課後児童クラブを利用しない児童と共に遊びや生活の時間を過ごすことは、児童の健全な育成を図る観点からむしろ望ましい場合もある」との考えが示され、国の基準に反映されております。 本市においても、この考えを参考に、基準を作成しております。</p>
<p>【職員関係】 ○ (職員:省令第十条関係) 放課後児童支援員の数について、支援の単位ごとに3人以上(1名加配)とし、そのうち2人を除き補助員の配置を可能としてください。</p>	5件	<p>【その他】 ○ 有識者などで構成される「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」において、「児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当」、また、「支援の単位ごとに職員は2人以上、うち1人以上は有資格者」との考えが示され、国の基準に反映されております。 本市におきましても、この考えを参考に、基準を作成しておりますが、現在の放課後児童クラブの中には40人を超えるクラブがあり、施設整備が必要となる場合もあることから、経過措置を設けることを検討しております。</p> <p>○ 高学年及び支援の必要な児童に係わるご意見については、本市の子ども・子育て支援の推進にあたり参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 支援の単位となる児童数を「おおむね40人以下」から「おおむね30人以下とし、当面の経過措置として35人を認める」に変更してください。</p>	1件	
<p>○ 高学年を受け入れるのなら、人員を増やすようにしてほしい。</p>	2件	
<p>○ 高学年に対応できる専任の職員を配置してください。</p>	2件	
<p>○ 支援を必要とする子どもが増えているので、支援の状態や人数に応じて複数配置してください。</p>	5件	
<p>○ 非常勤職員(パート職員)も正職と同様に社会保険を付けて、準職員として働けるよう人材確保を早急に進めてください。</p>	5件	<p>【その他】 ○ 本条例は、放課後児童健全育成事業を実施する上で、事業者が守るべき最低限の設備及び運営に係る基準を定めるものです。 基準に直接関係しないご意見ではありますが、本市の子ども・子育て支援の推進にあたり参考とさせていただきます。</p>

【意見等の内容】

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
○ 保育の質を確保するために、保育士、幼稚園、小学校、中学校の教諭となる資格に限定してください。	4件	【修正】 ○ 放課後児童支援員の要件については、保育の質を確保する観点から、子どもの発達全般を観ることができる保育士、幼稚園、小学校教諭となる資格を有する者に限定することを考えておりました。
○ 支援員の確保、特別支援等の観点から、放課後児童支援員の資格要件に、保育士の資格を有する者、幼稚園、小学校の教諭となる資格を有する者のほか、以下の資格を有する者を追加してください。 ・ 中学校、高等学校、養護教諭となる資格を有する者	8件	しかしながら、昨今、様々な子育て支援施策が展開される中、今後、保育士等の確保が困難になる可能性があることから、ご意見を踏まえ、支援員の要件に、中学校、高等学校の教諭資格を有する者を追加します。 なお、今回の基準制定に伴い、現在従事している方に不利益が生じないよう、経過措置を設ける予定です。
【その他】 (開所時間及び日数:省令第十八条関係) ○ 小学校の授業の休業日の開所時間を1日10時間以上(+2時間)としてください。	4件	【その他】 ○ 「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」において、8時間以上との考えが示され、国の基準に反映されております。 就学前児童の原則的な保育時間などを踏まえ、8時間以上を最低基準として定めることにしています。
○ 小学校の授業の休業日以外の開所時間を6時間以上(+3時間)としてください。	4件	【その他】 ○ 「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」において、3時間以上との考えが示され、国の基準に反映されております。また、本市の小学校では授業時間が4時間授業から5時間授業までとなっており、日によって下校時間が違います。 これらを踏まえ、本市では、3時間以上を最低基準として定めることにしています。
○ 開所日数を1年につき290日以上(+40日)としてください。	4件	【既記載】 ○ 「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」において、「平日の授業日に学校の長期休業日を加えた年間250日以上」との考えが示され、国の基準に反映されております。 本市としては、保護者の勤務実態も踏まえ、土曜日の開所を含め、「年間290日以上」とするものです。
○ 現在行っている保育より、設備、運営条件などが後退しないようにしてください。	1件	【参考】 ○ これまで放課後児童健全育成事業については、国の「ガイドライン」に基づき実施しておりますが、本条例においても、現在の基準を下げることなく策定しております。 また、本条例の趣旨は、放課後児童健全育成事業について、事業者が最低限守るべき設備及び運営の基準を定めるものであり、事業者は、常に向上するよう求められています。 ご意見については、貴重なご意見・ご提言として、本市の子ども・子育て支援の推進にあたり参考とさせていただきます。
○ 市民の意見を直接聞く機会を設けてその声を活かした条例にしてください。条例がほぼ決定したあとでの説明会では意味がありません。	1件	【参考】 ○ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準につきましては、パブリックコメントのほか、有識者、事業者、市民代表などで構成される帯広市健康生活支援審議会児童育成部会でご議論いただきながら、検討を進めています。 ご意見については、放課後児童健全育成事業者等が遵守すべき設備及び運営に関する基準に直接関係するものではありませんが、貴重なご意見・ご提言として、本市の子ども・子育て支援の推進にあたり参考とさせていただきます。

【意見等の内容】

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>○ 私は帯広のまちで子どもたちが笑顔で育ってほしいという思いを強く持っています。保育所、学童保育所は子どもが育つ大事な施設の一つであり、人生最初にこそ手厚くお金がかけられるべきと考えます。自然とふれ合って質のいいあそび文化があふれる中で人間らしい関係を学び合って将来も帯広で暮らしたいと考える子ども達が育ってほしいです。</p>	1件	<p>【参考】</p> <p>○ 本市では、これまで、平成22年に策定したおびひろこども未来プランの基本理念である「子どもたちが夢と希望にあふれ 健やかに育つまち おびひろ」の実現を目指して、様々な取り組みを進めてきております。</p> <p>来月4月からは、国の子ども・子育て支援新制度が施行されますが、本市におきましても、引き続き、誰もが安心して子どもを生み、楽しく子育てをすることができる環境づくりを進めてまいりたいと考えています。</p> <p>ご意見については、基準に直接関係するものではありませんが、貴重なご意見・ご提言として、本市の子ども・子育て支援の推進にあたり参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 学童保育の利用対象が小学3年生までから小学6年生までに拡大されるとしているが、いつからどのように開始されるのか、不明確である。利用者を平等に取り扱う観点からも定員に余裕のある事業所から始めることなどは考えるべきではない。帯広市は実施計画を速やかに明らかにするとともに、平等に事業が遂行するよう、有効な方策を立てるべきである。</p>	1件	<p>【参考】</p> <p>○ ご意見については、放課後児童健全育成事業者が遵守すべき設備及び運営に関する基準に直接関係するものではありませんが、貴重なご意見・ご提言として、本市の子ども・子育て支援の推進にあたり参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 高学年を受け入れるにあたり、現施設では狭いため、プール跡地を利用して専用の施設を作ってほしい。</p>	5件	<p>【参考】</p> <p>○ ご意見については、放課後児童健全育成事業者が遵守すべき設備及び運営に関する基準に直接関係するものではありませんが、貴重なご意見・ご提言として、本市の子ども・子育て支援の推進にあたり参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 新たな分室の開設を望みます。</p>	1件	
<p>○ 高学年用に施設を作るのなら、近隣の理解を得た上で開所してほしい。</p>	1件	

【案件の最終案】

別紙のとおり